



特殊車両の適正な運行をお願いします

- 一定の大きさや重さを超える車両（特殊車両）が道路を通行する場合は、道路法に基づき**道路管理者の許可**が必要です。
- 違反車両撲滅のため取り締まりを強化し、今年度第6回目の特殊車両取締りを令和2年11月11日（水）に、山口県警察本部の協力を得て実施しました。

【取締結果（今年度実施状況）】

取締台数：52台

違反台数：20台

内訳	}	無許可	9台
		重量超過	4台
		高さ違反	1台
		連結違反	5台
		許可証不携帯...	1台

超重量車両が及ぼす橋への負担

橋への負担は制限(10t)以下の車両で9台分以上!!!

軸重が制限(10t)の2割超過(12t)



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、鋼表に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

対象車両の約4割に違反がありました。



寸法計測状況



書類確認状況

道路構造の保全及び交通の危険を防止する観点から、取締りにおいて通行許可証の有無、内容確認及び車両計測を行い、**違反があれば警告等の指導**を行っています。

発行元
問合せ

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
道路管理第二課 防府維持班

〒747-8585
山口県防府市国衙1丁目10番20号
TEL (0835) 22 - 3093

※特殊車両に関する問合せ
道路管理第一課
TEL (0835) 22 - 1785

道路の異状を発見したら...

緊急通報 #9910へ 24時間受付